

文を具えて詳もて送る。察核して迅やかに批示を賜り、以て例に照らして該国王に移知して知照せしむるに便ならしめんとす。並びに該庁に行じて遣発せしめ、閩安鎮に至つて閩安協と会同して驗明せしめ、兵を撥して護送して出洋せしめ、長行にて回国せしむるの日期を取具し、別に題せられんことを詳請す」等の由あり。

批を奉けたるに、詳の如く咨を給し、遣発して回国せしめよ、備に該国王に移して查照せしめよ、並びに福防庁に行じて閩安協と会同して驗明せしめ、兵船を派撥して護送して出洋せしめよ、長行にて回国せしむるの日期を取具し、詳を叙して題を請え、仍お撫部院の批示を候て、繳す、冊結は存す、とあり。又、巡撫部院徐（繼畚）の批を奉けたるに、詳の如く咨を給し、遣発して回国せしめよ、仍お長行の日期を取り詳もて題せよ、並びに督部堂の批示を候て、繳す、冊結は存す、各等の因あり。此れを奉けたり。

茲に遣発して回国せしむるの期に当たれば、合に就ちに移知すべし。此れが為に備に咨す。煩為わくは查照して施行せられよ、等の因。

国に到れば、此れを准けたり。査するに難民比嘉の案内の玉城等及び附搭せる宝安波連の案内の難民等は洋に在りて風に遭い、各処に漂入し転護せられて閩に到れば、均しく貴司、仰いで皇上の柔遠の至意を体して、難民の風に遭うの苦情を俯憫せられ、督撫

兩院に転詳して、意を加えて撫恤し、遣発して回国せしむるを蒙る。特に該難民等、共に再造の鴻恩を戴くのみならず、即ち拳国も亦た感激既きる無し。

茲に進貢の便に逢えば、該難民等を將て名に按じて回籍せしむるを除くの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に備に貴司に咨す。請煩わくは查照して施行せられよ。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十八年（一八四八）八月初七日

注*本文書は（二八五―一六）文書の咨覆である。

2-187-14

琉球国中山王世子尚泰より関係当局あて、道光二十八年の進貢使及び特命の報喪使派遣に当たり便宜を囑られたき旨要請する符文（道光二十八《一八四八》、八、七）

琉球国中山王世子尚（泰）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に道光二十八年の貢期に当たれば、特に耳目官の向統績・正

議大夫の鄭元觀・都通事の毛有増等を遣わし、表章を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に一百九十八員名の外、附搭せる報喪使^①にして正議大夫の周大光一員・跟伴一十二名、共計するに二百一十一員名を率領せしめ、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運せしめんとして両船に分載し、一船の札字第二百九十三号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装載し、一船の札字第二百九十四号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等处承宣布政使司に至つて投納せしめ、起送して京に赴き叩きて聖禮を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百九十二号半印勘合の符文一道を給發して都通事の毛有増等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 向統績 人伴一十二名
副使正議大夫一員 鄭元觀 人伴一十二名
報喪使正議大夫一員 周大光 人伴一十二名

朝京都通事一員 毛有増 人伴七名

在船都通事二員 鄭思恭 人伴八名
毛克進

在船使者四員 ^④向功 ^⑤傅友徳 人伴一十六名

存留通事一員 ^⑥麻邦礎 ^⑦蔡柱 人伴六名

在船通事一員 梁文煥 ^⑧ 人伴四名

管船火長・直庫四名 ^⑩蔡順謨 永利渡
^⑪王丕傑 常得順

水梢共に一百十八名

右の符文は都通事毛有増等に付す。此れに准ぜられよ

道光二十八年（一八四八）八月初七日

注（一）報喪使 国王が死去したことを知らせる使者。ここでは尚育の死を伝える周大光を指す。

（二）鄭思恭 道光二十八年の進貢使節の在船都通事。咸豐二年（一八五二）の朝京都通事鄭思恭と同一人物か。

（三）毛克進 与儀親雲上。道光二十八年の進貢使節の在船都通事。道光三十年の進貢使節の都通事、咸豐四年の進貢使節の正議大夫毛克進と同一人物か。

（四）向功 道光二十八年の進貢の使者。首里向氏。

（五）傅友徳 道光二十八年の進貢の使者。首里傅氏か。

（六）麻邦礎 一七八三〜一八五〇年。田名親雲上真彬。首里麻氏（田名家）十四世。道光二十八年進貢二号船の才府となる。道光三十年申口座に陞る（『家譜（三）』五九八頁）。

（七）蔡柱 一八一八年生まれ。那覇蔡氏（渡久地家）十二世政登（『家譜（四）』二八五頁）。

（八）鄭元広 生没年未詳。大嶺里之子親雲上。鄭嘉訓の子、鄭元偉の弟。道光二十八年存留通事、咸豐三年接貢船の大通事となる

〔家譜(二)〕九五頁、金世宝の譜参照。

(9) 梁文煥 道光二十八年進貢の在船通事。久米村梁氏。

(10) 蔡順謨 一八〇〇～六六年。久米村蔡氏(上原家)十五世。道光五年若里之子となり通事に陞る(〔家譜(二)〕三六一頁)。

(11) 王丕休 久米村王氏九世。国場里之子親雲上か(〔王氏家譜〕)。

2-187-15

琉球国中山王世子尚泰より関係当局あて、道光二十八年の進貢使及び特命の報喪使派遣に当たり頭号船の福州行き便宜を図られたき旨要請する執照

(道光二十八(一八四八)、八、七)

琉球国中山王世子尚(泰)、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、敵国、世々天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に道光二十八年の貢期に当たり、特に耳目官の向統績・正議大夫の鄭元観・都通事の毛有増等を遣わし、表章を齎捧して海船二隻に坐駕せしめ、官伴・水梢共に一百九十八員名の外、附搭せる報喪使にして正議大夫の周大光一員・跟伴一十二名、共計するに二百一十一員名を率領せしめ、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運せしめんとして両船に分載し、一船の札字第二百九十三号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・

白剛錫五百觔を装運し、一船の札字第二百九十四号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至って投納せしめ、起送して京に赴き叩きて聖禮を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく照を給すべし。此れが為に王府、札字第二百九十三号半印勘合の執照一道を給発して存留通事の鄭元広等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 向統績 人伴一十二名

副使正議大夫一員 鄭元観 人伴一十二名

朝京都通事一員 毛有増 人伴七名

在船都通事一員 鄭思恭 人伴四名

在船使者二員 向功 人伴八名
博友徳

存留通事一員 鄭元広 人伴六名

管船火長・直庫二名 蔡順謨 永利渡

水梢共に六十名

右の執照は存留通事鄭元広等に付す。此れに准ぜられよ

道光二十八年(一八四八)八月初七日